

魚沼市結婚新生活支援補助金 Q & A

令和 7 年 6 月

① 申請方法について

Q1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

A1 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にお越しいただく（または電話かメールをいただく）ことをおすすめします。

Q2 申請はどこでできますか？

A2 市役所本庁舎2階 13 番窓口の地域創生課に申請書類を提出してください。郵送、FAX、メールでの提出はできません。

※北部事務所、各市民サービスコーナーに書類をお持ちいただくこともできますが、この場合、窓口での申請内容の確認は行わず、書類をお預かりして本庁舎に転送するのみとなります。書類に不備などがあった場合は後日、地域創生課の担当より連絡いたします。

Q3 申請に行くときに必要なものはありますか？

A3 申請に必要な添付書類を必ずお持ちください。提出書類でコピーが必要なものは事前にご準備ください。窓口でもコピーすることはできますが、1 枚につき 10 円のコピー代をいただきます。

Q4 申請書類はどこで入手できますか？

A4 市役所本庁舎2階の地域創生課で配布しています。そのほか、市のホームページでも申請書のダウンロードが可能です。

Q5 申請者が窓口へ申請に行くことが難しいです。代理の者（親）が行ってもいいですか？

A5 書類確認の際、申請者本人または配偶者の方でないとわからないことがあった場合は、申請書を受け付けすることができないため、代理ではなく申請者本人または配偶者が提出に来られることをお勧めいたします。（不備があり申請書を受け付けできない場合は、その間、受付は保留状態となりますので、次に受け付けた申請を先に審査することとなります。）

② 対象者・所得・補助要件について

Q1 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか？

A1 婚姻届の提出又は受理後でないと申請できません。また、申請の対象とする住宅に同居していることも要件になっているため、夫婦ともに住民票で同一住所となる必要があります。

Q2 「2 年以上継続して市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？

A2 申請時点で転勤の予定が定かでないような場合は申請可能です。ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で現在魚沼市に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、2年以内に転出することがほぼ確実である場合は申請をご遠慮ください。なお、申請時には2年以上継続して市内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q3 再婚の場合も対象になりますか？

A3 対象になります。ただし、夫婦のどちらかが、魚沼市や他の市町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。

Q4 子どもがいる場合も対象になりますか？

A4 対象となります。

Q5 補助金交付後に離婚してしまった場合、返還しなければなりませんか？

A5 返還の必要はありません。

Q6 生活保護を受給している場合も対象になりますか？

A6 対象となります。ただし、補助金の対象となる経費（住居費（購入・新築・賃借・リフォーム）及び引越費用）について、生活保護で生活扶助又は住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象経費から控除します。

Q7 所得の計算方法がわかりません。

A7 給与所得者の場合は、令和6年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業者の場合は、売上金額から必要経費を差し引いた額です。申請の際は、源泉徴収票ではなく、市区町村が発行する所得証明書（魚沼市の場合は税務課で発行可能です。ただし、発行手数料がかかります。）を提出していただきます。

Q8 他の住宅取得、住宅リフォーム等にかかる補助金と併用できますか？

A8 魚沼市が交付する補助金を除いて、原則併用できません。
ただし、魚沼市の補助金であっても併用することができない場合もありますので、併用の可否については、個別に補助金を担当する部署までお問い合わせください。

Q9 今年度の交付額が補助上限額に達しませんでした。残額分を来年度受け取ることは可能ですか？

A9 可能です。該当の方には個別に連絡いたします。

③ 対象経費について

Q1 補助金の対象になる経費、対象にならない経費を教えてください。

A1 次の表のとおりです。

補助対象経費	対象費用	対象外費用
住居費 (賃借の場合)	・賃料 ・敷金 ・礼金 ・共益費 ・仲介手数料	・駐車場代 ※賃料に駐車場代が含まれている場合は切り分けてください。 ・清掃代、鍵交換代 ・更新手数料 ・光熱水費 ・設備購入代 ・火災保険料、家財保険料 ・契約一時金、保証金
住居費 (購入・新築の場合)	・住宅の購入費 ・住宅の工事請負費	・土地購入代 ・住宅ローン手数料
住居費 (リフォームの場合)	・住宅機能の維持、向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用	・倉庫、車庫に係る工事費用 ・門、フェンス、植栽等の外構にかかる工事費用 ・エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用
引越費用	・引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費	・不用品の処分費用 ・自らレンタカーを借りる又は友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用

Q2 結婚して住宅のリフォームを行った場合は対象になりますか？

A2 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用はリフォーム費用として申請が可能です。ただし、ご夫婦いずれかの名前で契約、支払いが生ずる工事費用になります。倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

Q3 単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか？

A3 夫婦の主たる生活拠点を魚沼市としており、単身赴任されている方の住民票の住所が申請の対象としている住宅になっていれば別居でも対象とすることができます。ただし、別居先（単身赴任先）に関する費用（住居費（購入・新築・賃借・リフォーム）及び引越費用）は対象外です。

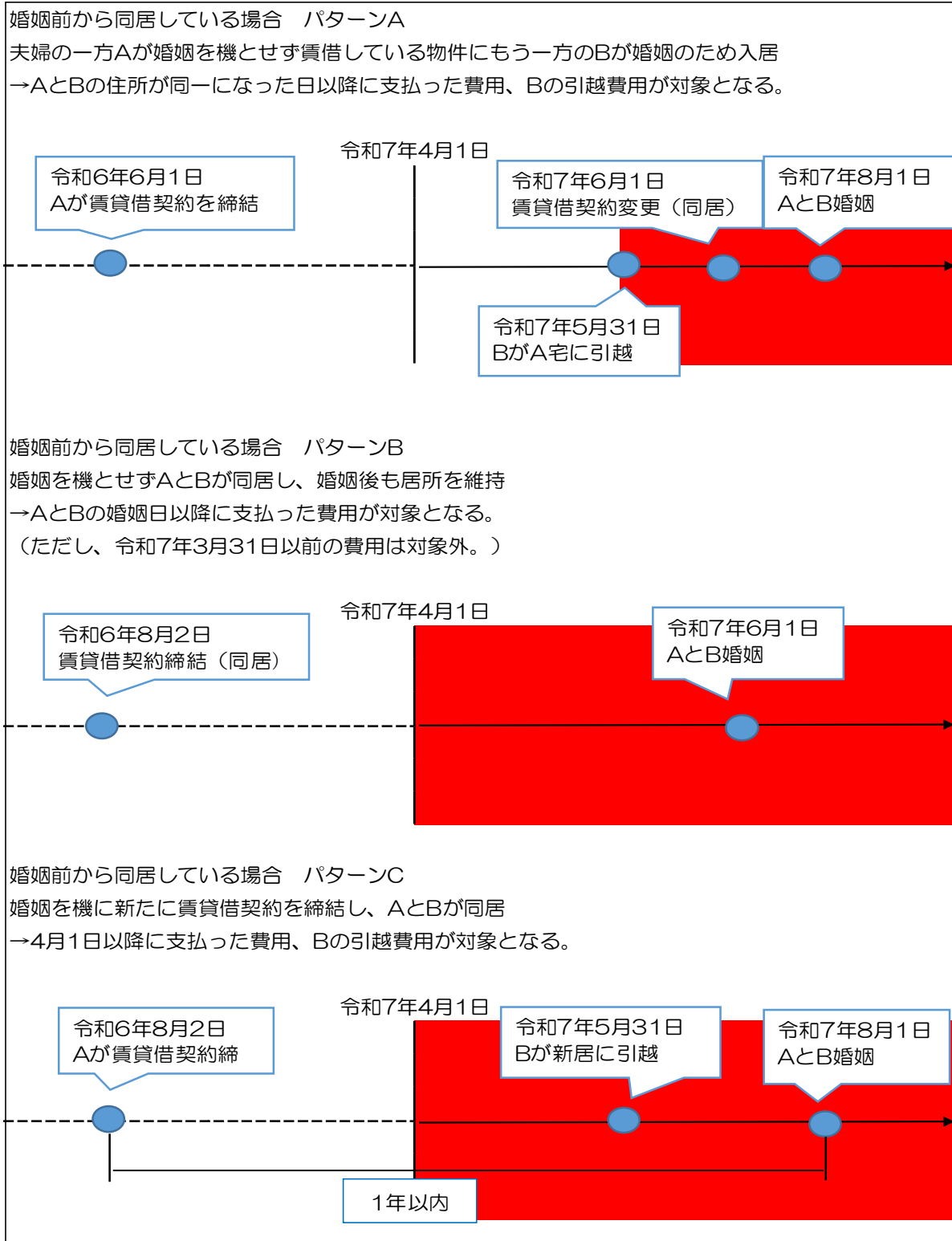
Q4 結婚前に支払った費用は対象になりますか？

A4 令和7年4月1日以降に支払われた経費に限り結婚前に支払った費用でも対象となります。対象経費とすることができる具体的な経費の例は次のとおりです。

- ・夫婦の一方が結婚を契機に賃借していた住居ににもう一方が後に居住した場合
→婚姻日から1年以内に賃借した住宅に支払った該当期間の費用が対象になります。
- ・夫婦の一方が婚姻に関係なく賃借し居住していた住居に、もう一方が後に居住した場合

→同居開始の日（住民基本台帳に記録された夫婦の住所が同一となった日または、賃貸借契約書の同居人欄にもう一方の氏名の記載がある場合等）又は婚姻日以降に支払った費用が対象となります。（婚姻の形態により異なりますので、ご照会ください。）

- ・婚姻日前に住宅を購入するか、婚姻前にリフォームを実施した場合
→婚姻日から起算して最大で1年以内に婚姻を機として購入した費用、または実施したリフォーム費用が対象となります。



Q5 新しく購入・新築・賃借・リフォームした住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A5 対象となります。その場合の所得の計算は、夫婦の所得の合計のみで結構です。ただし、住宅の購入・新築・賃借・リフォームの契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象となります。

Q6 親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか？

A6 引越費用は、申請する夫婦のいずれかが支払っていれば対象となります。

Q7 賃借費用について、会社から住宅手当の支給を受けている場合は対象となりますか？

A7 会社等から住宅手当の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があり、住宅手当支給証明書の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。支給を受けていない場合も、住宅手当等の支給はゼロである旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。

Q8 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合は対象となりますか？

A8 会社等から引越手当等の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があります。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。引越費用の支給額を確認できる書類を添付してください。

Q9 令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻しましたが、経費の支払いが令和7年4月以降になる場合は対象となりますか？

A9 該当する場合は地域創生課までご相談をお願いいたします。

④ 申請書類について

Q1 所得証明書ではなく源泉徴収票を提出してもよいですか？

A1 所得証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。必ず市区町村が発行する所得証明書で所得を提出してください。

Q2 所得証明書は所得のある方の分だけでよいですか？

A2 必ず夫婦双方の分を提出してください。申請時点で無職あるいは学生等のため、未申告の場合であっても、申告のうえ証明書の提出をお願いします。

Q3 納税証明書を発行したら、納税したのに未納と出てきました。申請できませんか？

A3 給与天引きなどであって、事業者からの納付のタイミングによって納税状況がシステムに反映されるまでに最大10日程度のタイムラグが生じる場合があるため、証明書の発行時期によっては未納と表示されることがあります。その場合、住民税の天引きが確認できる給与明細などを追加提出していただければ申請可能です。

Q4 魚沼市に税情報がない、又は非課税のため納税証明書が発行できない場合は？

A4 令和6年1月1日時点で魚沼市に住民登録がなかった場合は、転入前の市区町村で納税証明書を発行してください。その際、非課税により発行できない場合は、代わりに令和6年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、納税証明書、令和6年度課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。

Q5 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどんなものですか？

A5 奨学金返還証明書があれば望ましいですが、証明書の取得が難しい場合は奨学金の返済が分かるものとして、通帳の写しや銀行振込明細の写しなどで、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。

Q6 証明書関係はどこで入手できますか？料金はかかりますか？

A6 魚沼市の場合、証明書の発行窓口と手数料は次のとおりです。必要書類や郵送での証明などについては、市HPなどでご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。なお、所得に関する証明書は令和7年1月1日、納税に関する証明書は令和6年1月1日現在で住所があった市区町村で発行されるため、転入の場合、住民異動日によっては、転入前の市区町村で準備が必要となる書類もあります。

＜参考＞ 各種証明書の種類・交付窓口・料金について ※窓口・手数料は魚沼市の場合

証明書等の種類		発行窓口	手数料	コンビニ交付
①②のいずれか1部（夫婦双方の記載があるもの）	①婚姻届受理証明書 （戸籍届受理証明書） ※婚姻届を提出した市町村で交付	市民課 北部事務所 入広瀬分室	350 円 ※賞状タイプ は 1,400 円	×
	②戸籍謄本及び抄本 ※本籍のある市町村で交付	市民課 北部事務所 入広瀬分室 市民サービスコーナー	450 円	○
夫婦双方の記載があるもの1部	住民票の写し ※申請する住宅に居住している証明	市民課 北部事務所 入広瀬分室 市民サービスコーナー	300 円	○
夫婦の分それぞれ1部ずつ	所得証明書	税務課 北部事務所 入広瀬分室	300 円	○
	納税証明書	税務課 北部事務所 入広瀬分室	300 円	×

※コンビニ交付はマイナンバーカードを持っている場合のみ行うことができます。
コンビニ交付の手数料は窓口交付より 150 円減額されます。

⑤ 審査・交付決定について

Q1 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

A1 申請書を受理してから2週間程度で審査を行い、通知書を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、地域創生課から申請者へ電話でご連絡し、書類の訂正や追加提出をお願いすることがあります。この場合、期間が2週間を超える場合があります。

Q2 申請順に交付決定されますか？早く申請した方がいいですか？

A2 原則、受理した順に審査し交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があります。その間は保留状態となりますので、次に受理した申請の審査を先に行う都合上、必ずしも申請順や受理順に交付決定されるとは限りません。補助金は予算の範囲内において交付するため、申請を検討する場合は早めのご確認やご相談をお勧めします。

Q3 交付決定を受けた人は公表されますか？

A3 個人情報保護のため、氏名などの公表はしません。なお、この補助金は国の地域少子化対策重点推進交付金事業であり、無記名アンケートへの協力が必須となることから、アンケートへのご協力をお願いします。

⑥ 添付書類

Q1 婚姻届受理証明書や住民票の写しはコピーを提出してもよいですか？

A1 コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの（原本）を提出してください。

Q2 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A2 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。契約書等で支払の内容（例：内訳、〇月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金等）が確認できない場合は、請求書や明細書などを添付してください。

Q3 家賃は毎月銀行口座からの振替（または銀行振込）で支払っていますが、領収書は添付しなければなりませんか？

A3 原則として、領収書の添付をお願いします。ただし、発行が難しい場合などは、支払が確認できる通帳の写しでも代用は可能ですが、賃貸借契約書で内訳が確認できない場合は、内訳が確認できる書類を併せて提出ください。

Q4 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書はどのようなものでしょうか？

A4 クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。Web明細を利用している場合は、上記の項目を満たすように利用明細画面を印刷してお持ちください。

Q5 家賃は保証会社経由で不動産会社（大家）へ支払っているため、不動産会社（大家）から領収書が発行できないと言われましたがどうしたらよいのでしょうか？

A5 実際の支払い先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。（補助金申請の際は、賃貸借契約書に併せて、保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。）

⑦ 補助金の交付（振り込み）について

Q1 補助金の振込口座は誰の口座でもよいですか？

A1 要綱では、補助金の交付を受けることができる方を「新婚世帯」と限定しているため、申請者又はその配偶者名義の口座へ振り込みます。なお、申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状の提出が必要になります。（申請者又はその配偶者が口座を持っていない場合などは別途ご相談ください。）

Q2 補助金の振り込みはいつ頃ですか？

A2 1 ヶ月以内に指定口座への振り込みを予定しています。

⑧ その他

Q1 交付決定された後、変更が生じた場合はどうすればよいですか？

A1 申請をやり直す必要がありますので、速やかに地域創生課へご相談ください。

Q2 こちらの補助金を受け取りましたが、税の申告の必要はありますか？

A2 本事業の補助金は、所得税法及び地方税法上の「一時所得」に該当するため、他の一時所得との合計金額が特別控除（最大 50 万円）を超えると税の申告が必要になる場合があります。税に関する詳細は、お近くの税務署等へご相談ください。